

平成26年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(未諮詢基幹統計確認関連分)

【抜粋】

平成28年3月22日
内閣府統計委員会

2 毎月勤労統計

毎月勤労統計（以下この節において「本統計」という。）は、我が国の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として厚生労働省大臣官房統計情報部（以下この節において「厚生労働省」という。）が作成している基幹統計である。

本統計の利活用は多岐にわたっており、景気動向を把握するための指標、労働経済の分析や国民経済計算の推計のための基礎資料として用いられているほか、雇用保険法や労働基準法等に基づく手当や補償の給付額改訂のための法定資料として用いられている。また、民間企業においても、労働条件に関する資料として広く利用されている。

なお、平成4年7月の統計審議会における答申以降、同審議会及び統計委員会に対し、本統計を作成するための基幹統計調査である毎月勤労統計調査（以下この節において「本調査」という。）の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

（1）確認を行った事項

基本計画部会では、委員から提出のあった確認要望事項も踏まえ、資料8のとおり確認事項を設定した上で、定量的な分析も含め、①母集団情報や標本抽出方法を含む毎月勤労統計の作成方法及びギャップ⁸の状況等についての把握、②ギャップの縮減・補正に向けた方法・効果等の今後の取組の検討状況、更に③速報値から確報値で改訂される要因や傾向についての3項目に大別して以下のとおり確認を行った。

毎月勤労統計の作成方法及びギャップの状況等について	<ul style="list-style-type: none">毎月勤労統計の作成方法、母集団情報及び標本抽出方法の確認標本抽出替え時に発生するギャップの状況・要因の確認（標本抽出替え前に脱落している標本の特性や、これまでの標本抽出替え時に発生するギャップの状況・要因）
ギャップの縮減・補正に向けた方法・効果等について	<ul style="list-style-type: none">標本の抽出替え方法、母集団情報についての検討状況と検討している方法によるギャップの縮減効果賃金・労働時間指数のギャップ補正方法の確認
速報値と確報値で改訂される要因や傾向について	<ul style="list-style-type: none">速報値と確報値で改訂される要因や傾向の確認

⁸ 標本抽出替え時に、同じ対象期間の調査結果であるにもかかわらず、新標本と旧標本との間にかい離が生じることをギャップとしている。

(2) 確認結果

ア 毎月勤労統計の作成方法及びギャップの状況

(ア) 每月勤労統計の作成方法、母集団情報・標本抽出方法

(主な論点)

- ・ 毎月勤労統計は何を捉えようとしており、どのように作成されているのか。
- ・ 母集団情報は何を利用しているのか。新設及び廃止の事業所は把握しているのか。
- ・ 標本抽出はどのように行っているのか。特に標本の入替えはどのように行っているのか。

(資料 9 p. 80～81 参照) (資料 11p. 109～111 参照)

本統計は、マクロで見た月々の労働者一人平均月間賃金額と月間労働時間数、労働者数とこれらの変動を明らかにするものである。調査月の在籍労働者の平均値を示しており、前年同月比は同一労働者間で比較しているものではない。

具体的には、産業別・事業所規模別労働者一人平均賃金額及び労働時間数は、当該産業・事業所規模に属する調査対象事業所（調査票を提出した事業所）の賃金の月間支払総額及び延べ労働時間数の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計の平均で除して算出する。産業計・事業所規模計の労働者一人平均値は、産業別・事業所規模別の平均値を労働者数により加重平均して算出している。また、労働者数は、前月末時点の母集団労働者数と調査対象事業所の前月末労働者数の合計との比率（推計比率）を、調査対象事業所の前月末及び今月末労働者数の合計の平均値に乗じて算出している。

また、母集団情報及び標本抽出について、本調査では、第一種事業所（30人以上規模の事業所）では経済センサスによる事業所名簿から、産業別・事業所規模別に無作為抽出し約16,700事業所を調査対象に指定する。標本の入替えは2年ないし3年の間隔で、1月分調査時に実施している。なお、当初指定した事業所は、次の標本抽出替えを行うまでの間に、規模縮小や廃止等の事由で指定解除されることがあり、それに対しては年1回1月に追加指定を行うことで対応している。

第二種事業所（5～29人規模の事業所）では二段抽出法によって標本抽出している。第一段では、経済センサスの調査区に基づき全国を約7万の調査区に設定し、この調査区から都道府県や層別に調査区を抽出する。第二段では、抽出した調査区内の事業所名簿を作成し、この名簿から産業別に調査対象事業所を無作為に抽出し、約16,500事業所を調査対象として指定する。標本の入替えは、調査対象事業所全体を3組に分け、半年ごとに全体の調査対象事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続して調査している。

これら的情報に加え、標本設計や標本誤差に関する詳細な情報は、本統計の正しい理解と適切な利活用を促していく上で重要であるが、詳細な情報は本統計の報告書に記載があるものの、厚生労働省のウェブサイト上に掲載されておらず、アクセスの容易な場所への情報の掲載が必要である。また、常用労働者に関する一般労働者・パートタイム労働者別の内訳も本統計の正しい理解と適切な利活用をしていく上で重要な

であるが、現在は調査結果の概要や本統計の報告書では、時系列での常用労働者数に関する一般労働者・パートタイム労働者別の掲載がないことから、調査結果の概要等の充実を図っていく必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本統計が意図しているものや本調査に係る標本設計、標本誤差の情報、常用労働者に関する一般労働者・パートタイム労働者別の内訳を始めとして、本統計が正しく理解された上で適切に利用されるために、調査結果の概要等の充実とともに、ウェブサイト上の容易にアクセスできる場所で情報提供の充実に努める必要がある。（可能なものから速やかに対応）

(イ) 第一種事業所の標本抽出替え時のギャップの状況・要因について

(主な論点)

- ・ 調査期間の途中に調査から脱落した標本の特性はどのようなものか。
- ・ 標本抽出替え時に発生するギャップはどのような状況か。どのような要因によるものか。

(資料 9 p. 81～82 参照) (資料 11p. 112～122 参照)

(脱落事業所の特性について)

平成24年1月に調査対象として指定された事業所は、次の標本抽出替えが行われた平成27年1月まで37か月間、継続して調査されている。廃止・規模縮小等の事由により指定解除される事業所があるが、年1回、調査対象事業所が追加されることから、指定事業所数は調査期間中おおむね同水準で推移している。

一方、調査票提出状況をみると、当初は80%超で推移しているものの、3年目（平成26年）の後半から低下し、調査最終月である平成27年1月の提出率は78%となっている。この低下の要因について、厚生労働省では、都道府県によって事情は異なると考えられるが、都道府県の調査担当部局において、既存の調査対象事業所に対する提出の督促に加えて、次回（平成27年1月）の標本抽出替えに向けた準備を併せて行わなくてはならないという業務の輻輳によるものと見ている。

また、調査対象から脱落する事業所（廃止・規模縮小等の事由により指定解除される事業所及び未提出の事業所）の特性については、脱落する事業所のうち、廃止・規模縮小により調査対象を解除された事業所の賃金水準（「きまつて支給する給与」による比較。以下同じ。）でみると、月々の変動はあるものの調査期間全体では、集計事業所全体の平均賃金に比べやや低い（平均を100として97.8）傾向にある。

他方、平成24年1月に調査対象に指定し平成27年1月の標本抽出替えまでの37か月連續で集計されている事業所（当初指定の50.9%）の賃金水準を見ると、各月の集計事業所全体の平均賃金を1～2%上回る水準で推移している。平成26年後半以降の全体の提出率の低下に伴い、これらの事業所の集計事業所に占める割合は高まり、そ

の結果、平均賃金を上方に偏らせてている可能性があることが判明した。

(新旧標本のギャップの要因について)

新標本と旧標本の賃金水準のギャップは、①標本誤差、②母集団名簿の更新に伴う標本の変化、③調査継続事業所と脱落事業所の賃金水準が異なることによって生じるバイアス、によって発生していると考えられる。ギャップを縮小させる方策は、その要因により異なるため、定量的な要因分析を行うことが重要である。厚生労働省では、平成27年1月の標本抽出替え時に発生したギャップの要因について、いくつかの仮定の下での定量的な分析を行った。

先ず、平成27年1月の賃金の標準誤差率（事業所規模30人以上の調査産業計）は、新標本で0.46%、旧標本で0.47%である。新旧標本のかい離率（〔新標本結果／旧標本結果-1〕×100）は-1.75%であり、産業によってはギャップが標本誤差に起因する可能性もあるが、産業全体では、標本誤差により説明しきれないギャップがある。

次に、母集団名簿の更新による影響について、新標本のうち事業所の開設時期が平成21年以前の事業所（旧標本の母集団にも含まれている事業所）と平成22年以降の事業所（新標本の母集団のみに出現した事業所）に区別して分析した。

ギャップ率（新標本結果／旧標本結果）を、①新標本全体の結果と新標本のうち平成21年以前に開設した事業所の結果とのかい離、②旧標本全体の結果と新標本のうち平成21年以前に開設した事業所の結果とのかい離に分解したところ、相対的に上記①の影響は小さく、上記②の影響が大きいことが明らかになった⁹。旧標本はすべて平成21年以前に開設した事業所であるから、ギャップ率は②よりも①の値に近いと予想されるが、それに反した結果となった要因には、前述したとおり、平成26年後半に全体の提出率が低下する中で、賃金水準が相対的に高い37か月間継続して集計される事業所の割合が高まった（提出率低下による上方バイアスが生じた）ことなどが考えられる。

以上の分析を踏まえて、平成27年1月に生じたギャップ（5,097円）に対して、これらの要因がどの程度寄与したかについて厚生労働省が試算したところ、母集団名簿の更新に伴う標本抽出替えで平成22年以降に開設した事業所が入ってきたことにより1,200円、提出率低下による上方バイアスにより1,640円とギャップの半分以上を説明でき、残り（2,257円）は標本誤差による影響分と脱落により上方に偏る影響分等であることが推測された。

以上のとおり、第一種事業所における標本抽出替え時のギャップの要因は、一定程度明らかになった。要因を定量的に分析し明らかにすることで、その改善のための取組の方向性が考えられることから、今後とも引き続き標本抽出替え時のギャップの要因と影響を定量的に分析し、本統計の精度の改善に向けた努力を継続することが必要である。

⁹ ギャップ率を以下の式により分解した結果、ギャップ率0.982に対し、①は0.996、②は0.987という結果となつた。

（新標本結果／旧標本結果） = （新標本結果／平成21年以前に開設した新標本の結果）×（平成21年以前に開設した新標本の結果／旧標本結果）なお、厚生労働省は産業別にもこの分析を行っている。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 標本抽出替え時のギャップについて、今後ともその要因と影響を定量的に分析し、より精度の高い統計となるよう改善に向けた検討を進めていくことが必要。
(次回標本抽出替え時以降に実施)

イ ギャップの縮減・補正に向けた方法・効果等について

(ア) 標本の抽出替え方法、母集団情報についての検討状況等

(主な論点)

- ・ 第一種事業所の標本の入替え方法についてどのような方法を検討しているのか。ローテーション・サンプリングは採用できないか。
- ・ 母集団情報に事業所の新設・廃止に関する最新情報を反映できないか。
- ・ ギャップの補正や継続標本による対前年同月比の算出を念頭に、新旧標本の重複する期間を長期化できないか。
- ・ 採用しようとしている方法によるギャップの縮減効果をどう見込んでいるのか。

(資料 9 p. 83 参照) (資料 11p. 123～124 参照)

標本抽出替え時のギャップを縮小するための方策として、そのギャップが母集団情報の更新による標本の変更によって生じている場合は、新設・廃止や従業員規模に関する事業所のより新しい情報を標本に反映することが考えられる。また、調査を継続している事業所と脱落した事業所の賃金の差異からギャップが生じている場合は、標本を入れ替える頻度を高めることが有効である。

厚生労働省は、第一種事業所の標本の入替え方法について、これまでの2年ないし3年での総入替えを、毎年、部分的に入れ替えるローテーション・サンプリングに変更することを検討している。具体的には、事業所の負担や実査可能性を総合的に勘案し、一事業所の調査期間を3年1か月とし、毎年3分の1の標本を入れ替える方式である。この方式によれば、常に3分の2の標本が継続することになり、新旧標本の重複する期間は1か月となり、この重複期間の数値によりギャップが算出されることになる。また、毎年の標本入替えの際の抽出名簿には、毎年更新される事業所母集団データベースを使用することを検討している。このほか、調査票の提出率の維持・向上のためには、都道府県の調査実施部局における協力依頼・督促に注力できる環境も重要なことから、例えば協力依頼・督促以外での業務の事務負担の軽減等の方策を検討の上、実施する予定としている。

このうちローテーション・サンプリング導入の効果について、厚生労働省が擬似的な標本を用いた試算を行った結果、新旧標本のギャップを概ね3分の1に縮減する効果が示された¹⁰。加えて、抽出名簿を毎年更新することや調査票の提出率の維持・

¹⁰ 平成27年1月分の旧標本から3分の2、新標本から3分の1の事業所をそれぞれ無作為に抽出し、擬似的に3分の1を入れ替えた標本を作成し、賃金を試算集計することを1,000回実施した。

向上が図られるような業務負担の軽減等の方策を取ることにより、更なるギャップ縮減効果が期待される。

この擬似的な標本を用いた試算によって、ローテーション・サンプリングの導入は、ギャップを縮減させることが定量的に明らかとなり、また、上記ア（イ）で述べたギャップの要因に関する試算を踏まえると、標本入替えの際の抽出名簿への事業所母集団データベースの使用により、母集団名簿の更新によるギャップを縮小することが期待されることから、これらの採用に向けた検討を進めていくことが適當である。今後、具体的な導入に向けた詳細な設計はもとより、実査に係る関係機関との調整、導入に必要な予算の確保に向けた取組を着実に進めていくことが必要である。

なお、本調査における標本を毎年更新し、ギャップを縮減させるためには、事業所母集団データベースが官公営の事業所も含め適切に更新されることが重要である¹¹。

また、提出率の維持・向上は、本統計の精度改善に重要であることから、今後ローテーション・サンプリングの導入に伴う都道府県の調査実施部局の業務の増加への対応とともに、提出率の維持・向上に向けて必要なリソース（予算や人等）の確保が必要である。

このほか、悉皆調査の対象となる大規模事業所における未回答の発生は、結果に大きな影響を与える可能性があるため、個票データレベルでの欠測値を補完・推計する手法についても、中長期的に検討していくことが必要である。

（課題解決に向けた今後の取組の方向性）

- ・ 第一種事業所について、調査期間を3年1か月とし、1年ごとに3分の1の標本を入れ替えるローテーション・サンプリングの導入に向け、都道府県を始めとした実査に係る関係機関との調整及び必要な予算の確保に向けて取り組むことが必要である。（速やかに着手）
- ・ 平成30年1月をめどに開始する第一種事業所のローテーション・サンプリングへの経過的な移行に向け、経過措置も含めた具体的な移行のスケジュールや事業所母集団データベースの使用も含めた詳細な調査設計を検討することが必要である。（平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに実施）
- ・ 提出率の維持・向上のための具体策を検討の上、可能なものから順次実施していく必要がある。また、限られたリソースで対応している状況も踏まえ、提出率の維持・向上のためのリソースの確保も必要である。（可能なものから順次実施）
- ・ より精度の高い統計を作成していくため、個票データレベルで欠測値を補完する手法についても中長期的に検討していく必要がある。

¹¹ 現在、事業所母集団データベースの基盤となる情報について、経済センサス基礎調査では官公営事業所も調査対象としているが、経済センサス活動調査では調査対象外である。

(イ) 賃金・労働時間指数のギャップ補正方法について

(主な論点)

- ・ 検討しているギャップの縮減策を踏まえ、賃金・労働時間指数について、どのような補正方法を検討しているのか。
- ・ 労働者数の基準数値の更新時の補正方法について、どのような方法を検討しているのか。

(資料 9 p. 83～84 参照) (資料 11p. 125～128 参照)

本統計の賃金指数は、当該月の一人平均賃金額を、基準年の1～12月の賃金額の単純平均（基準数値）で除して100倍したものであり、その動きは一人平均賃金額の動きと同じものとなる。また、その基準年は標本の抽出替えとは無関係で、比較の基準という意味でしかないものの、従来から「指標の基準時に関する統計基準」（平成22年総務省告示第112号）に準拠し、西暦の下一桁が0又は5の年に設定している。

現在の指標の作成方法では、標本抽出替え時に新旧標本の一人平均賃金額にギャップが生じた際に新標本の結果を採用し、それを基に過去に遡って指標に技術的な補正¹²を加え、前年同月比等を改訂している。平成27年1月の標本抽出替え時には、改訂によって前年同月比が増加から減少に転じた月もある。このことが利用者にとって分かりにくいという意見があり、また、景気指標として用いる際には、賃金が増加又は減少しているかの判断にも影響が生じる可能性もある。

そこで、厚生労働省では、利用者にとっての分かりやすさ等を総合的に勘案して、過去に遡って指標や前年同月比を改訂しない方法への変更を検討している（労働者数の基準数値の更新時の扱いも同様。）。検討中のものとして具体的に示された一案は、標本の抽出替え後には、それまでの基準数値にギャップ率を乗じた新しい基準数値¹³で、当該月の一人平均賃金額を除して100倍するもので、この方法によると過去の指標にそのまま標本抽出替え後の指標が接続されることになる。厚生労働省は、引き続き本統計の指標の役割も踏まえ検討していくこととしている。

厚生労働省で検討中の指標の作成方法に対し、過去に遡って改訂しないことはユーザーにとって望ましい一面もあるとの意見がある一方で、①標本抽出替えに伴うギャップが将来累積していくことは問題との意見、②標本抽出替えの回数に応じて基準数値が存在することになり違和感があるとの意見、③分布全体をみる統計としての平均値を見る場合と景気指標として見る場合に求められるものは異なり、平均値としては従前の指標で問題ないが、景気指標として見る場合には同じ事業所の平均賃金の変化が重要で、ギャップが発生しない継続標本による指標を作成し、参考系列として公表していくのが望ましいとの意見があった。特に③の意見については複数の委員から同様の意見が示された。このほか、指標で何を見るべきかの丁寧な説明や、指標を正しく理解するために一般労働者とパートタイム労働者の人数及び賃金額の時系列データの提供や賃金変動の要因分解などの異なる情報提供が必要との意見もあった。

¹² 「技術的な補正」については、資料 11p. 125～127 を参照

¹³ 新しい基準数値 = (基準年の1～12月の賃金額の単純平均) × (新標本結果値／旧標本結果値)

ローテーション・サンプリングの導入や毎年の事業所母集団データベースの使用が実現すればギャップの縮小は見込まれるもの、それでも発生するギャップに対応した指標の作成方法については、本統計の意図しているものや期待される役割を考慮して、引き続き厚生労働省において検討していく必要がある。その際、ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指標を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 賃金・労働時間指標の補正方法について、本統計の意図しているものや期待される役割を考慮し、引き続き検討していく必要がある。（平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに検討結果を得る）
- ・ その際、ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指標を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。（平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに検討結果を得る）

ウ 速報値と確報値で改訂される要因や傾向

(主な論点)

- ・ 確報値で速報値が改訂される要因は何か。何らかの傾向はあるのか。

(資料9 p.85 参照)

本調査では、調査票の提出締切日に先立ち、ある時点までに提出されている調査票を集計して速報値として公表し、その後提出された調査票を加えて確報値として公表している。確報では速報に比べて、賃金水準の低いパートタイム労働者の割合が高まり、きまって支給する給与及び所定内給与が下方改訂される傾向が見られる。その要因として、厚生労働省は、パートタイム労働者比率の高い事業所の調査票が確報時に集計に追加されることを挙げている。

このような速報値が確報で改訂される要因分析は、本統計の利用者にとって有益な情報であり、積極的に情報提供を行っていくことが望まれる。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 速報から確報にかけて改訂される要因等の本統計に係る分析結果は、本統計の正しい理解と適切な利活用を促す観点から重要なことから、積極的に調査結果の概要等で情報提供するとともに、ウェブサイト上の容易にアクセスできる場所に掲載すべきである。（可能なものから速やかに対応）

5 横断的な課題への対応

今回の確認審議では、上記 1～4（法人企業統計、毎月勤労統計、海面漁業生産統計、家計統計）に関する確認を通じて、資料 17 (p. 171) に整理したように公的統計に共通する横断的な統計の課題が浮き彫りになった。これらの課題について、改善に向けた対応の方向性を、以下の 5 つに分けて取りまとめた。

- (1) 統計的手法を活用した統計作成・提供の改善
- (2) 景気統計として見るときの留意点
- (3) 統計作成過程の見える化の推進（情報提供の充実・強化）
- (4) 工程表作成の必要性
- (5) 統計改善の徹底に向けた体制の整備等

ここで指摘する課題の解決を通じて、統計間の整合性や精度の確保・向上を図ることは、「証拠に基づく政策立案（evidence-based policy making）」を推進し、学術研究や産業創造等に貢献するためにも重要である。その着実な実現に向け、各府省における取組の一層の強化を期待したい。

（1）統計的手法を活用した統計作成・提供の改善

まず、標本調査に関する統計技術的視点に基づく課題を、以下「ア」から「カ」の 6 つに整理し、併せてその改善に向けた取組の方向性を提示する。

ア 母集団情報の検証、整備

精度の高い調査結果を得るためにには、そもそも適切な母集団情報が必要不可欠であり、より正確な母集団情報を整備する必要がある。そのため、事業所母集団データベースの更なる整備と、その改善に向けた取組を行うことが必要である。

その際、事業所母集団データベースにおいて、官公営事業所に関する情報の更新が適切になされることも重要である¹⁷。

また、事業所・企業を対象とする統計調査では、事業所母集団データベースが提供する年次フレーム¹⁸を、共通基盤的な母集団情報として適時・適切に活用することを推進し、精度向上を図っていくことが必要である。

イ 標本替え時に発生する断層等の縮小

標本替えを行う際、旧標本と新標本から得られる結果に断層等が生じた場合、正確な実態把握が困難になる場合がある。

この問題に対する一つの解決方法として、一定期間継続して同一の報告者を対象として調査を実施している標本統計調査においては、標本抽出替えを分割して行うローテーション・サンプリング等を導入する方法があり、その取組を推進することが必要である。

¹⁷ 現在、事業所母集団データベースの基盤となる情報について、経済センサス・基礎調査では官公営事業所について調査しているが、経済センサス・活動調査では調査対象外である。

¹⁸ 毎年度の決められた時点を基準に、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により整備した情報

また、有用な情報が存在する場合には、断層調整の方法を検討し、調整した結果を参考系列として提供する取組を推進することも必要である。これは、利用者の利便性向上に資することになる。

ウ 回収率向上方策の推進

母集団を適正に反映した質の高い公的統計の作成・提供のためには、回収率の確保・向上が最も重要な要素の一つである。しかし、個人情報保護意識の高まりや、単身世帯・共働き世帯の増加など、統計調査を実施する環境は一段と厳しさを増し、回収率を低下させる要因ともなっている。

今回の審議では、オンライン調査の推進や督促業務の工夫など様々な取組により、回収率の維持・向上に効果があった可能性があるという報告がなされた（法人企業統計）。このように効果のあった事例を公的統計全体で共有・活用する等して、回収率向上への取組を更に進めることが必要である。

また、督促業務と標本替えの業務が輻輳し、回収率が低下する傾向がみられたという報告があった（毎月勤労統計）。このことは、一層の回収率向上を、現在の統計リソース（予算・人員）で達成していくことの限界を示唆している。したがって、回収率を向上させるためには、その施策のための統計リソースの確保が必要である。

これに加えて、回収率の向上においては、調査票の配布・回収を担っている地方公共団体の役割も大きい。回収率向上への貢献が期待される質の高い統計調査員の確保・育成のためには、地方公共団体に対し、そのために必要とされる統計リソースの確保と支援が必要である。また、各府省が実施する統計調査の業務経験を通じて統計調査員が得た有益なスキルやノウハウを別の統計調査員と共有し、優秀な統計調査員を育成する環境を整えることも重要である。

さらに、回収率向上のためには、統計作成府省における体制整備だけでなく、報告者である国民の意識に働きかけることも重要である。第一に、統計調査の有用性を具体的、かつ分かりやすい形で周知し、第二に、基幹統計調査に対して国民に回答する義務があることを伝え、第三に、調査情報が保護されることを理解してもらうことが重要である。これらに関してウェブサイトを戦略的に活用して国民の理解を深める施策を推進する必要がある。そのためには、個別統計調査における取組に加え、総務省を中心に政府全体として重点的に国民の理解促進を推進していくことが必要である。

エ 欠測値、外れ値への対応

統計調査では、調査事項で回答が得られないもの（欠測値）が存在したり、回答が異常値（外れ値）となることがある。これらに適切に対応することは、統計結果が偏るリスクを軽減する重要な取組である。

特に、現在のように、回収率の維持・向上が困難な調査環境では、欠測値を、公開データ、行政記録情報、別の調査項目等から統計的手法により推定値で補完した値を用いて統計を作成・提供することが、回答の歪みを縮減し統計の精度を確保する取組として有用であり、一層推進することが必要である。なお、当該取組の推進にあたっては、欠測値の発生状況などの情報を分析することで更なる欠測値補完の技術の向上が期待され

る。

また、回答の異常値（外れ値）についても適切な処理方法を検討し、それを実践することで統計の精度向上を図る取組を進めることが必要である。

オ 母集団推定における補正

回収率の向上の取組を推進しても、年齢や就業状況など属性によって回収率が異なり、回収標本が母集団と比べて偏る可能性は存在する。そのため、母集団推定の段階で、推定方法を様々な角度から検証し、回収標本の偏りを縮減した母集団推定の一層の精緻化を進めていくことが必要である。

また、必要に応じて、別の統計情報を用いて回収標本の偏りに対処した母集団推定結果などを、参考系列として作成・提供することを通じ、利用者の統計に対する更なる理解を得るとともに、統計の利便性向上を図ることが必要である。

カ 精度検証の定期的実施と結果の公開、調査方法等の改善

標本と母集団の適合状況の確認や、本系列と参考系列、他統計などの比較・分析を通じた統計精度について定期的に検証を実施し、その検証結果を公開することが重要である。

なお、定期的な検証を実施する際には、単に検証を行うだけではなく、精度に問題があると判断される場合には、その要因分析を行うとともに、調査方法の変更（督促の徹底などによる調査票回収率の向上、オンライン調査推進等）や情報取得方法の在り方（行政記録情報での代替、ビッグデータの活用等）を含めた改善方法を検討・実施することも、検証と一緒に組むべきである。

（2）景気統計として見るときの留意点

標本調査では、標準誤差や標本替えの際の旧標本と新標本の集計値の断層が大きくなる場合がある。また、報告者の協力意識の低下や共働き世帯・単身世帯の増加など統計調査を実施する環境が厳しさを増す中で、回収標本に偏りが生じることが現に発生している。こうした問題に対処することが喫緊の課題であることは前述したとおりだが、特に景気動向を捉える上では、問題が生じる可能性が示唆されている。

これらの統計の中には、景気動向を把握する上でも広く利用されているものがある。こうした統計に対しては、景気判断指標として望ましい在り方についての要請があり、それに対応していくことは重要である。特に、現在のような低成長の下では、標準誤差、標本替えに伴う断層、回収標本の偏り等の影響で、増減率がプラスからマイナスに、逆にマイナスからプラスに振れるなど、景気判断に無視できない影響を及ぼす可能性も否定できない。こうした状況の下で高まる精度の要求水準を達成することについては、現在のままの一時点の経済状況を把握することを目的とする標本調査には限界もある。

そこで、従来公表してきた系列に加えて、前期から今期にかけて継続して取られている継続標本から作成した系列を参考提供することの検討など、景気判断指標としてよりふさわしい指標の充実を図る必要がある。景気判断指標としては、同一企業の設備投資や収益の変化、同一事業所の賃金の変化、同一家計の消費支出の変化を把握することも重要であ

り、継続標本を利用した系列は、一時点での経済状況の指標としては多少のバイアスがあったとしても、実感にあった景気変動をとらえたいというニーズに応えるものとして有用である。

さらに、統計作成府省は、当該統計の目的や統計の特性（標本誤差、調査実施状況、歪度や尖度など標本分布等の情報など）の詳細な情報を提供し、当該統計をより理解しやすい環境を整えるとともに、景気統計として統計を用いる利用者は、これらの情報を十分認識した上で、必要な統計を取捨選択して、利用することが必要である。

(3) 統計作成過程の見える化の推進（情報提供の充実・強化）

個々の統計調査の結果を解釈するためには、回収率や標本誤差などの統計調査の実施状況や特性のみならず、欠測値や外れ値処理、母集団推定における統計的手法を用いた作成プロセスについて理解することは、極めて重要である。

しかしながら、今回の審議で、これらの情報が十分に提供されていない事例や、提供されていても利用者にとって内容が分かりにくい事例、さらには、精度検証や母集団推定方法に関する研究を行っていながら、情報が開示されていない事例があることが明らかになった。したがって、公的統計への理解と活用を一層推進するためには、こうした作成過程の透明化を進めることが重要である。

そのため、抽出方法、調査方法、回収率、標本数等の調査実施状況や集計方法（外れ値の処理方法、欠測値の取扱い等を含む。）の情報開示の充実が必要である。

また、精度検証や、関連する統計との整合性も考慮した集計値の比較・分析に取り組むとともに、これらの分析結果等の情報開示の充実も必要である。さらに、これらの取組に資するため、地域ごとの意味ある比較を可能とするなど統計間の比較可能性向上に取り組むことが必要である。

(4) 工程表作成の必要性

具体的に、個々の統計において上記の取組を実施し、改善していくためには、それぞれ工程表を作成し、着実かつ計画的に取組を進めることが必要である。なお、今回の審議において指摘された取組の工程表は参考表（p. 43～45）のとおりである。

また、工程表には、個々の統計の取組から蓄積された知見を他の公的統計に適用していく観点から、統計委員会に検討結果等をフィードバックする仕組みを組み込んだものとすることが必要である。

(5) 統計改善の徹底に向けた体制の整備等

以上の取組は、各統計に共通する横断的な課題に対応するための取組であり、今後、全ての政府統計において検討し、改善を図っていく必要がある。

このような統計改善の取組を確実に実現していくためには、今後、継続的に、統計委員会が審議とフォローアップを行うことが重要で、そのために次のア)～エ) のP D C Aサイクルを構築する必要がある。

ア) 統計及び統計制度を所管する総務省は、統計委員会の意見を基に、統計のステークホルダーのニーズを広く把握した上で、対象となる統計の統計精度に関する定期的な検査を計画的に実施し、統計委員会に報告する。

イ) 統計委員会は、ア) の検査の報告を受け、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。

ウ) 統計作成府省は、統計委員会が整理した課題解決の方針に基づいて、改善に向けた取組を着実かつ計画的に行う。

エ) 統計委員会は、統計作成府省の改善に向けた取組についての進捗状況のフォローアップを行い、それに基づいて総務省が改善の徹底に向けた取組を更に推し進める。

この際に、従来の枠組みにとらわれることなく取り組むこととする。

経済社会の発展を支える基礎となる質の高い公的統計を整備するために、統計委員会が今回指摘した課題への対応を着実かつ速やかに進めるには、各府省の統計リソースの強化が不可欠である。現在、各府省の統計担当部門において、今回指摘した取組を推進するには、そのための統計作成・分析・提供に必要な統計リソースが十分に確保されていないのが実情である。したがって、このような中で、公的統計の精度向上を図り、国や地方公共団体の「証拠に基づく政策立案 (evidence-based policy making)」の推進及び学術研究や産業創造にこれまで以上に貢献していくためには、例えば、高度な統計知識を有し統計の品質向上を専門的に行う人材等といった統計リソースを確保するのが喫緊の課題である。

また、専門的人材を有し、かつ府省横断的な統計の作成・提供、研修等を実施している総務省（統計局・統計研修所）・独立行政法人統計センターがその機能を活用し、積極的に各府省の統計担当部門を支援するなど府省を越え、政府全体として統計リソースを有効に活用すべきである¹⁹。同時にリソースの有効活用のために、必要ならば従来の枠を超えた統計作成・統計リソースの配分も視野に入れるべきである。

さらに、調査票回収を担う調査現場では、高齢化が進み、熟練度の高い統計調査員の確保がますます困難となっている。このような実情も踏まえて、今回の審議で指摘したとおり回収率の向上を図るために、地方公共団体における調査の実施環境の更なる整備に十分な統計リソースを確保すること、そして統計調査員のスキルやノウハウの共有などの取組が重要である。

¹⁹ 第II期基本計画では、総務省が取り組む施策として「公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。」とされている。

一方、統計調査を実施する環境が年々厳しさを増し回収率へ影響を及ぼす中、経済社会の実態を正しく把握するため、統計精度の向上を実現するには、既存の公的統計における統計手法を活用した改善には限界もある。そこで、公的統計においても、行政記録情報や官民が保有するビッグデータ等を含めた様々な「統計情報」の活用を目指すべきである。その活用のためには、行政記録情報やビッグデータに関する情報を収集し、民間と連携しながら、新しい「統計情報」と既存の調査統計とを連結するための条件を検討していくことなどが考えられる。

なお、ビッグデータは必ずしも統計作成を目的として集められたものではなく偏りがある可能性に留意する必要がある。

統計委員会においても、今回の審議で整理した全ての公的統計に共通する横断的かつ統計技術的な課題の解決、及び新しい「統計情報」の活用に向けて検討を行うために体制の充実・強化を図り、質の高い公的統計の整備に貢献していくことが必要である。

毎月勤労統計における取組

〔「2 毎月勤労統計」において「課題解決に向けた今後の取組の方向性」に記載された取組のうち、「5 横断的な課題への対応」の取組に該当するものを記載〕

横断事項	具体的な取組	期限等
母集団情報の検証・整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年1月をめどに開始する第一種事業所のローテーション・サンプリングへの経過的な移行に向け、経過措置も含めた具体的な移行のスケジュールや事業所母集団データベースの使用も含めた詳細な調査設計を検討することが必要である。 	平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに実施
標本替え時に発生する断層等の縮小	<ul style="list-style-type: none"> 第一種事業所について、調査期間を3年1か月とし、1年ごとに3分の1の標本を入れ替えるローテーション・サンプリングの導入に向け、都道府県を始めとした実査に係る関係機関との調整及び必要な予算の確保に向けて取り組むことが必要である。 賃金・労働時間指標の補正方法について、本統計の意図しているものや期待される役割を考慮し、引き続き検討していく必要がある。 その際、ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指標を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。 	速やかに着手 平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに検討結果を得る
回収率向上策	<ul style="list-style-type: none"> 提出率の維持・向上のための具体策を検討の上、可能なものから順次実施していく必要がある。また、限られたリソースで対応している状況も踏まえ、提出率の維持・向上のためのリソースの確保も必要である。 	可能なものから順次実施
欠測値、外れ値への対応	<ul style="list-style-type: none"> より精度の高い統計を作成していくため、個票データレベルで欠測値を補完する手法についても中長期的に検討していく必要がある。 	—
精度検証の定期的実施と結果の公開、調査方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> 標本抽出替え時のギャップについて、今後ともその要因と影響を定量的に分析し、より精度の高い統計となるよう改善に向けた検討を進めていくことが必要。 	次回標本抽出替え時以降に実施
統計作成過程の見える化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 毎月勤労統計が意図しているものや本調査に係る標本設計、標本誤差の情報、常用労働者に関する一般労働者・パートタイム労働者別の内訳を始めとして、本統計が正しく理解された上で適切に利用するために、調査結果の概要等の充実とともに、ウェブサイト上の容易にアクセスできる場所で情報提供の充実に努める必要がある。 	可能なものから速やかに対応
	<ul style="list-style-type: none"> 速報から確報にかけて改訂される要因等の本統計に係る分析結果は、本統計の正しい理解と適切な利活用を促す観点から重要なことから、積極的に調査結果の概要等で情報提供とともに、ウェブサイト上の容易にアクセスできる場所に掲載すべきである。 	可能なものから速やかに対応